

ステップアップ規定

1. 自動継続期日指定定期預金は満期日につきのとおり取扱います。

(1) 自由金利型定期預金（M型）へのステップアップの場合

① 元金成長型の場合

a. 元利金が当行所定の金額以上の場合

元利金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

b. 元利金が当行所定の金額に満たない場合

元利金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

② 利息受取型の場合

a. 元金が当行所定の金額以上の場合

元金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

b. 元金が当行所定の金額に満たない場合

元金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

(2) 自由金利型定期預金へのステップアップの場合

① 元金成長型の場合

a. 元利金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合

元利金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金に自動的に継続します。

b. 元利金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額に満たない場合

元利金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

自由金利型定期預金（M型）の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

② 利息受取型の場合

a. 元金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合

元金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金に自動的に継続します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

b. 元金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額に満たない場合

元金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。自由金利型定期預金（M型）の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

(3) 自由金利型定期預金（M型）へのステップアップの場合、満期日において、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の期間が3年の場合で、自由金利型3年定期預金（M型）の利回りが期日指定定期預金の利回りより低い場合には、前(1)の自由金利型定期預金（M型）への自動継続は行わず、自動継続期日指定定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

2. 自動継続自由金利型定期預金（M型）は満期日につきのとおり取扱います。

(1) 自由金利型定期預金へのステップアップの場合

① 元金成長型の場合

a. 元利金（自由金利型2年定期預金（M型）の中間利息定期預金の元利金を含みます。以下同じです。）が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合

元利金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金に自動的に継続します。

b. 元利金が自由金利型定期預金の最低預入金額に満たない場合

元利金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。自由金利型定期預金（M型）の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

② 利息受取型の場合

a. 元利金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合

元金をもって、あらかじめ指定を受けた方法により、自由金利型定期預金に自動的に継続します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

b. 元金が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額に満たない場合

元金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、

継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。自由金利型定期預金（M型）の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

(2) 自由金利型定期預金（M型）へのステップアップの場合、満期日において、前回の自由金利型定期預金（M型）の期間が3年の場合で、自由金利型3年定期預金（M型）の利回りが期日指定定期預金の利回りより低い場合には、自由金利型定期預金（M型）への自動継続は行わず、自動継続期日指定定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

3. 自動継続自由金利型定期預金は満期日につきのとおり取扱います。

(1) 元金成長型の場合

元金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

自由金利型定期預金の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

(2) 利息受取型の場合

元金をもって、前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、継続後の預金はあらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金の入金口座に入金します。

自由金利型定期預金の入金口座の指定がない場合は、あらかじめ指定を受けた自由金利型定期預金（M型）の入金口座に入金します。

利息は、あらかじめ指定を受けた預金口座に入金します。

4. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前(1)の変更は、前(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在